

# 基本計画



# 第1章 市民生活と地域を支える社会基盤の充実

## 第1節 調和のとれた土地利用の促進

### 現状

魅力ある市街地環境や優良な農地、緑豊かな自然環境の保全や活用、創出を図り、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを進めるとともに、機能別に適切な土地利用の誘導に努めています。

土地利用の計画である国土利用計画、都市計画マスタープランについては、社会情勢の変化、産業構造、土地利用など都市の動向に大きな変化がみられる場合は、適切に見直しを行います。

人口減少や少子高齢化は、市街地の空洞化や耕作放棄地の増加など、土地利用の活力を減退させますが、これらに有効に対処するのは困難な課題となっています。

地籍調査については、計画的に事業推進を図っています。

[近年の取組成果] ○千草地区での現地調査完了（地籍調査）

### 施策方針

土地利用の基本的な方向性を踏まえ、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用と、優良な農地や山地、海浜地などの自然的な土地利用の調和を図りつつ、効率的な土地利用を進めるとともに、主要な交通結節点である洲本インターチェンジ周辺や、平成30年に開通した淡路島中央スマートインターチェンジ周辺などの土地利用の需要にも的確に対応していきます。

また、土地利用の促進や円滑な公共事業の導入に向けては、引き続き地籍調査を推進します。

### 主要施策

#### (1) 一体的かつ計画的な土地利用の促進

国土利用計画や都市計画マスタープランを見直し、都市計画制度、農業振興地域制度の的確な運用に努め、土地の適切な管理や有効利用、豊かな自然環境の保全と活用、安全・安心の確保に資する総合的かつ計画的な土地利用を促進します。

#### (2) 地籍調査の推進

土地利用の促進や円滑な公共事業の導入に向けては、引き続き、地籍調査を推進します。

目標指標							
実績	実績見込	目標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
地籍調査の調査済面積（累計）(km <sup>2</sup> )							
3.10	3.38	3.71	4.04	4.37	4.70	5.03	6.68

## 第2節 にぎわいのある中心市街地整備と景観形成

### 現状

本市の中心市街地は、政治や経済、文化などの中心として多様な機能が集積し、本市発展の核としての役割を果たしてきました。ここ数年のうちに、市役所、淡路県民局及び淡路広域消防の建替工事が完了し、また洲本警察署の耐震改修工事が完了するなど、市街地の核となる施設について機能の充実を図っています。

一部では既存の古民家を活用した商店が軒を連ね交流人口の拡大を図っていますが、商店街の衰退や産業構造の変化が進み、居住人口の減少や少子高齢化の進行、家族形態の多様化によって、まちの活力が失われつつあります。また、空き家率も高い数値を示しています。

#### [近年の取組成果]

- 市役所、淡路県民局及び淡路広域消防の新築工事
- 洲本警察署の耐震改修工事
- 開発許可制度を用いた大規模小売店舗開発や住宅団地造成の誘導
- 益習館の兵庫県文化財指定
- 米田住宅の兵庫県景観重要建造物指定

### 施策方針

歴史・文化が感じられる魅力の創出により、観光交流の活性と地域振興を推進し、既存の都市基盤を活用したまちづくりを推進します。

高齢化する地域住民の日々の暮らしを支えるため、すべての人が快適に過ごすことができるまちなか居住を推進します。

### 主要施策

#### (1) 中心市街地の整備

中心市街地においては、洲本商工会議所との連携を強化した交流拠点施設の整備をはじめ、まちの活力再生、にぎわいや癒し空間の創出を図るため、既存住宅ストックの活用や、中心市街地として、さらなる拠点機能の充実を図ります。

#### (2) 市街地の整備

中心市街地の周辺地域においては、未利用地の活用を図るために、道路網の整備を進めるとともに、計画的な市街化を誘導します。

#### (3) 景観の整備と啓発活動

豊かな自然風景や都市景観、歴史的景観を市民が誇れる財産として、また、観光・交流資源として活用するために、その整備、保存と啓発に努めます。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
洲本市人口に占める中心市街地人口の割合（％）							
8.99	8.84	9.00	9.01	9.02	9.03	9.04	9.09
中心市街地における建築物の建替件数（棟）							
13	11	12	12	13	13	14	16

## 第3節 道路・交通網の整備

### 現状

道路・交通網は、地域の経済活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流活動を促進するための重要な基盤です。

本市の道路網は、市域の中央を南北に縦貫する神戸淡路鳴門自動車道と国道28号を中心に、海岸線を周遊する県道洲本灘賀集線、県道福良江井岩屋線、市街地と五色地域を連絡する県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線、市街地の骨格を形成する市道加茂中央線、市道物部曲田塩屋線等の都市計画道路などによって構成されています。

本市ではこれまで、国・県などの関係機関とも連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきたところです。淡路島中央スマートインターチェンジが供用開始され、国道28号洲本バイパスの整備が本格化する中で、より一層安全で便利な道路網の整備が求められています。

今後、現在事業中の国道28号洲本バイパスのさらなる整備促進、合併支援道路として位置付けられている県道洲本五色線の鮎原南谷工区、県道鳥飼浦洲本線の上内膳工区の早期完成、本市の外環状線に位置付けられている市道宇原千草線、都市計画道路である市道山神線、市道下内膳線の重点的な整備による都市機能の強化が課題となっています。

また、高度成長期に多数整備された橋梁等道路構造物が高齢化し、特に橋梁については、今後修繕・架替費用の増大が見込まれるため、長寿命化を行い、コスト縮減を図ることが必要となっています。

公共交通においては、公共交通空白地帯に一部コミュニティバスを運行しているところですが、さらなる解消・減少、及び市民ニーズに合致し、利便性の高い交通手段の検討が求められています。

その他、和歌山県和歌山市と本市とを結ぶ幹線道路である「紀淡連絡道路」の早期実現に向け、紀淡連絡道路実現期成同盟会兵庫ブロックの代表幹事市として、近隣の大阪府下や和歌山県下の市町村とも協力・連携しています。

#### [近年の取組成果]

- 国道28号洲本バイパスの工事着手
- 県道洲本五色線の三木田バイパス完成
- 淡路島中央スマートインターチェンジの供用開始
- 橋梁、道路付属物、道路法面等の点検実施
- 洲本市橋梁長寿命化修繕計画の策定
- 五色町鮎原神陽台、中川原地区におけるデマンド交通の試験運行と五色地域コミュニティバスの運行開始

### 施策方針

本市における重要路線である国道28号洲本バイパス整備、合併支援道路の県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線をはじめとする県道整備を関係機関と連携のもと積極的に進めます。

本市の外環状線を成す宇原千草線、都市計画道路である、山神線、下内膳線については、積極的に整備を行うとともに、市民生活に密着した道路についても市民ニーズを見極めながら計画的な整備を進めます。

また、自転車交通の対策として、安全で快適な自転車通行空間の整備を目的とした自転車ネットワーク計画の策定を進めます。

一方、既存の橋梁などの社会インフラについては、高齢化が進み修繕・架替の増大が見込まれるため、従来からの事後保全を再考し、予防保全に努めていくことにより長寿命化を図ります。

さらに、紀淡連絡道路の早期実現に向け、関係する中央省庁などへ積極的に要望活動を行うなど、機運の向上に努めてまいります。

**主要施策**

**(1) 幹線道路の整備**

国道 28 号洲本バイパスの整備を促進するとともに、県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線の整備を促進します。

また、宇原千草線、山神線、下内膳線の整備を推進します。

**(2) 生活道路の整備**

直田線をはじめ、主要な生活道路の計画的な整備を図ります。

**(3) 自転車ネットワーク計画の策定**

安全で快適な自転車通行空間の整備を目的とした自転車ネットワーク計画の策定を進めます。

**(4) 社会インフラの長寿命化**

社会インフラ、特に橋梁については、経年による劣化が進行している状況です。これに対応するため、5 年に 1 度の定期点検を実施して損傷度合を確認し、その結果を長寿命化修繕計画に反映した上で、修繕・架替を行います。

**(5) 公共交通の利便性向上**

広域的な移動手段である高速バス、市民の日常生活に不可欠で身近な路線バス・コミュニティバスなど、公共交通の一体的で持続可能なネットワークの構築に向けて、その運行の維持・確保・利便性の向上に努めるとともに、公共交通空白地の解消・減少を図るため、その地域に合った交通手段の検討を進めます。

さらに、近隣の 2 市と連携し、淡路島が一体となった公共交通ネットワークの形成に向けた施策を推進します。

**(6) 紀淡連絡道路の早期実現に向けた取組**

関係する中央省庁などへ積極的に要望活動を行うことで、機運の向上を図るとともに、紀淡連絡道路実現期成同盟会に加盟している市町村との連携強化や情報交換・情報共有に努めます。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)

道路改良率（％）							
39.11	39.19	39.24	39.29	39.34	39.39	39.44	39.69
路線バス便数の維持・確保（便）							
113	113	113	113	113	113	113	113
コミュニティバス便数の維持・確保（便）							
6	15	15	15	15	15	15	15

[関連個別計画]

○洲本市地域公共交通基本計画



## 第4節 住宅・宅地の整備

### 現状

地方の人口減少が進むのと同時に、空家が加速的に増加しています。管理状態の良いものは空き家バンク等を活用した移住者の利用が見込めますが、適正な管理がなされず放置されたままの空き家は住環境の安全性をおびやかしており、一層の取組が必要です。

最近の気象においては、日本全国各地において予測困難な局地的な大雨が発生し、土砂災害が引き起こされています。その災害を防止・軽減するため土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害による人的被害を防止するよう啓発に努めています。

市営住宅については、既存ストックを有効活用し、セーフティネット確保のため適正な維持管理を行い、適切な供給に努めています。

住宅の耐震化の促進では、診断、計画策定及び改修工事について支援制度を実施していますが、多様な耐震化施策により、継続的に耐震化を進めることが必要です。

#### [近年の取組成果]

- 空家調査及び危険空き家除却支援事業の実施
- 計画的な市営住宅ストックの改善
- まちづくり講座の実施
- 風情ある住まいづくり支援事業の実施
- 上堺定住促進住宅の整備

### 施策方針

快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境づくりを促進します。

### 主要施策

#### (1) 安全・安心な住まいづくり

管理不全な状態にある空家に対して、所有者調査、管理指導を行いつつ、必要に応じ支援を実施します。

土砂災害特別警戒区域の指定を進め、土地利用の安全・安心の啓発に努めます。

安全に住み続けられるよう住宅の耐震性能の向上を支援します。

#### (2) 風情ある住まいづくり

地域の風土で養われた貴重な住まいの文化を継承し、豊かな自然と調和した風情ある住まいづくりを支援します。

#### (3) 住宅ストックの有効活用

市営住宅ストックの計画的な長寿命化改善を実施し、耐用年数の経過したものについては、住宅の需要を踏まえ、集約・用途廃止も含め計画的に進めます。

住宅に困窮する低所得者等のセーフティネットの確保のために、市営住宅の入居の適正化と

効率化を推進します。

#### (4) 地域にあった「住」の促進

住民自らが、住まいやまちづくりについて知恵を出しあう意欲あるまちづくり団体に講師を派遣し、地域と調和したまちづくりを進めます。

また、活力とにぎわいのある地域づくりを通じた住まいづくりを支援します。

さらに、老朽危険空家の相談件数が増加しており、危険空き家除却支援事業の実施体制を見直すなどの対応を図ります。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
上堺定住促進住宅の入居者数（人）							
53	58	60	62	64	66	68	72
さかえ団地分譲地の販売数（区画）							
0	1	1	1	1	1	—	—
市営住宅ストック総合改善事業実施数（団地）							
3	1	1	1	1	1	1	1

[関連個別計画]

- 洲本市過疎地域自立促進計画
- 洲本市分譲地販売促進補助金交付要綱

## 第5節 水質保全の推進と浸水安全度の向上

### 現状

平成28年度末での公共下水道の汚水整備状況は、事業計画区域594haのうち処理区域面積が351ha、水洗化率は77.2%であり、さらなる生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために下水道整備に取り組んでいく必要があります。

- [近年の取組成果]
- 公共下水道事業計画区域の拡大（H26年度：185haを追加）
  - 特環下水道事業計画区域の拡大（H29年度：14haを追加）
  - 水洗化率の向上（H28年度：77.2%）
  - 炬口ポンプ場の建設（H28年度～2020年度）

### 施策方針

下水道汚水管渠整備及び合併処理浄化槽の設置の促進を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。また、河川整備や下水道雨水整備にも取り組み、浸水被害の軽減を図ります。

汚水整備については、下水道への早期接続の助成制度を設けることで、整備効果の向上を図ります。そして、平成30年度からは、公営企業会計へ移行となることから、企業の経済性と公共の福祉を増進させる運営に取り組んでいきます。

なお、下水道事業計画については、将来人口予測や土地利用形態の変化を見据えた下水道全体計画区域の見直しの検討をしていきます。

浸水対策については、河川改修計画の策定や堆積土砂の撤去等による流能力の維持、ため池の貯留機能の強化、雨水貯留施設の設置等による総合的な対策に取り組んでいきます。

### 主要施策

#### （1）生活環境の向上と公共用水域の水質保全

下水道汚水事業計画に基づき汚水管渠整備と接続促進を行います。

また、下水道への早期接続を促進することで、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、下水道の整備効果の向上に取り組んでいます。

なお、公共下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

#### （2）雨水に強いまちづくり

雨水整備計画に基づき、浸水規模・浸水実績を勘案した整備促進を行います。

陀仏川については、準用河川への指定を行い、順次整備を進めています。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
水洗化率（%）							
77.2	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0	82.5
下水道への接続（件数） （ ）書きは早期接続件数							
4,155 (25)	4,255 (18)	4,340 (20)	4,420 (20)	4,500 (20)	4,580 (20)	4,660 (20)	5,060 (20)

[関連個別計画]

- 私道における公共下水道事業実施要綱
- 公共下水道接続促進助成金交付要綱

## 第6節 地域情報化の推進

### 現状

「CATV（ケーブルテレビ）施設統合整備事業」により、高速・大容量に対応した光ケーブルを洲本市全域に敷設して活用し、インターネット環境の高速化など市民の求めるサービス・情報の提供に今後も務めます。

情報通信技術は、年々、著しく進化しており、追従していくことが課題となります。

また、公的証明書として利用できるマイナンバーカードは、今後さまざまな場面での活用が期待されます。普及推進のために広報紙・CATV・市公式サイト（ホームページ）などで啓発・周知、マイナンバーカードの多目的利用の導入等の取組が求められています。

- [近年の取組成果]
- フェイスブックなど新たな媒体での情報提供
  - 住民基本台帳カードからマイナンバーカードへの切り替えの勧奨

### 施策方針

情報化社会の変化に対応した情報通信技術を積極的に活用し、産業活動の活性化や防災情報の発信に努め、より迅速に市民が必要とする情報提供を行います。

### 主要施策

#### （1）ケーブルテレビ網の活用

市民生活の利便性や快適性を高めるため、ケーブルテレビ網を活用し、多様な情報提供を図るとともに、市民に喜んでいただける番組編成に努めます。

#### （2）行政情報提供の充実

広報紙・ケーブルテレビ・市公式サイト・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用し、より迅速に、わかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行います。

#### （3）身近な行政サービスの普及

マイナンバーカードは、公的証明書として有効であり、その普及にあたっては、広報紙、CATV、市公式サイトなどを通じて、啓発・周知します。また、マイナンバーカードの多目的利用として、マイナンバーカードを活用した諸証明書コンビニ交付サービスを実施します。

### 目標指標

実績	実績見込	目標					
		前期（5ヶ年）				後期（最終年）	
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
CATV加入者数（件）							

17,838	17,850	17,860	17,870	17,880	17,890	17,900	17,900
CATVインターネット加入者数（件）							
2,859	2,860	2,910	2,920	2,930	2,940	2,950	2,950

[関連個別計画] ○市公式ホームページの更改  
○市民便利帳の改訂

## 第7節 消防・防災対策の推進

### 現状

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模化、多発化傾向にある台風や集中豪雨による災害のリスクは年々高まっています。加えて、少子高齢化などに伴う地域社会の弱体化などの社会情勢も相まって、非常備消防、防災・減災の取組は、全国の自治体にとって大きな課題となっています。

本市の消防団においても、若年層の島外流出などによる入団希望者の減少、団員の多くが社会の中核を担う年齢層であるため、昼間の消火活動時の人員確保が困難な状況にあります。そのため、消防団の活動を支援、応援していただける協力事業所表示制度の推進に引き続き取り組みます。

消火活動以外の予防啓発等にも取り組むため、「女性団員」の活動を活性化するとともに、「機能別団員」制度の導入を検討し、全体的な消防力の強化を進めます。

消防施設・設備の充実については、これまで防災拠点施設及び消防自動車を概ね20年ごとに計画的に、改修または更新を行ってきており、引き続き、計画的に改修、更新を行います。

災害に強いまちづくりを推進するため、町内会組織に担っていただいている自主防災組織の強化を目的として、防災訓練、防災学習実施への支援を引き続き行います。

このほか、防災備蓄物資を計画的に購入、配備するとともに、計画的に購入入れ替えを行うため、防災訓練や防災学習で活用するなど、ローリングストックの実践に努めます。

さらに、災害時要援護者の支援については、避難行動支援者名簿を整備し、当該支援者ごとに応じた個別支援計画の作成に努めます。

また、災害時の情報伝達手段の複数化や現況のCATV網が老朽化していることから、これらの設備更新の状況も踏まえ、防災情報の受発信の整備について検討を進めます。

#### [近年の取組成果]

- 「消防団協力事業所表示制度」により計23事業所を認定
- 消防団組織の多様化として現在7名の女性団員が入団・活動
- 避難所における非常用電源設備を地域の拠点となる施設19ヶ所に整備
- 「洲本市防災ガイドブック」「洲本市電子ハザードマップ」の作成
- 感震プレーカー設置費補助の実施
- フェニックス共済出前受付の実施（県事業）
- 市民みまもりカードの発行

### 施策方針

市民の生命・財産を災害などから守るため、防災・減災対策に取り組みます。

### 主要施策

#### (1) 消防団組織の強化

消防団組織を強化するため、常備消防である淡路広域消防洲本署との連携強化、合同訓練、講習会の開催などを積極的に進めます。消防車両の更新や消防施設の改修など消防設備の充実に加え、消防団員の安全確保を図るために必要な装備品を計画的に配備します。

## (2) 大規模災害への備え

行政自らが被災した状況においても必要な業務を執行するため、「業務継続計画（BCP 計画）」を策定します。また、災害時の支援や応援に関する協定締結を進めるとともに、支援や応援を受け入れるための「受援計画」を策定します。加えて、食料備蓄、日用品等の計画的な備蓄、運用、更新サイクルを確立します。

さらに、各種災害情報の受発信のシステムを適切に管理、更新するとともに、情報伝達手段の多重化を検討します。

## (3) 防災意識を高める

自主防災組織や各種団体、学校が行う防災訓練や防災学習会を支援し、広く防災意識の向上を図ります。また、災害時要援護者が災害発生時に必要となる支援内容を明確にした「個別支援計画」作成の推進を図ります。

さらに、「電子ハザードマップ」を適宜更新し、ハザード情報を市民に広く周知するとともに、さまざまな媒体を使い、防災意識を高める啓発を行います。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
<b>防災訓練及び防災学習会参加者数（人）</b> （自主防災組織、各種団体など ※学校、地域防災訓練除く） （10年間の累計で、5,000人程度の確保をめざす）							
—	400	420	440	460	480	500	550

[関連個別計画]

- 地域防災計画
- 国民保護計画



## 第8節 交通安全・防犯対策の推進

### 現状

全国的に交通事故件数、死傷者数は減少傾向にあるものの、交通事故死亡者に占める高齢者の割合は50%を超えています（平成28年度）。一方、本市における交通事故件数は、年間160件を超えています。また、事故の第一当事者となる年代で若年層（16～24歳）と高齢者（65歳以上）の割合が県下平均より高い状況です（平成28年度）。

交通事故防止、交通安全啓発については、児童や学生、若年層、高齢者などの世代別の安全教育や啓発が効果的であり、現在行っている各種講習会の取組を継続して行っていく必要があります。

本市では、従来から実施されている交通安全教室に加え、平成20年度より自転車交通安全教室を市内の小中学校で開催し、身を守る安全運転と道路での交通マナーの観点で、安全運転の啓蒙に努めてきました。今後も児童学生に向けた安全教育を推進します。また、通学路における交通安全対策については、学校関係者及び道路管理者との連携をさらに強化します。

若年層や近年増加傾向にあるサイクリング愛好者に対しては、各種団体を通じて、また、キャンペーン等のタイミングで、安全運転啓発、運転マナーの啓蒙に努めます。

防犯対策では、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。特に児童が巻き込まれる犯罪が全国的に多発しており、対策を講じる必要があります。

現在、各町内会などで「地域安全安心まちづくり隊」による子ども見守り活動、防災意識の啓発活動などが行われています。引き続き、地域の活動を支援し、警察などの関係機関・団体と連携した防犯・地域安全活動の促進に努め、「安全・安心のまちづくり」を進めます。

[近年の取組成果]

○新小学生へのランドセルカバーと鈴付反射キーホルダー、新中学生への鈴付反射キーホルダーの配布

### 施策方針

高齢者や子どもの安全確保に向けた交通安全対策を行うとともに、日常生活において、犯罪に巻き込まれないよう防犯意識の啓発や各種の防犯・地域安全活動の促進に努めます。

### 主要施策

#### （1）高齢者と子どもに対する交通安全対策の実施

大きな節目となる新入学（小学校、中学校）時に、安全グッズ等の配布を行います。

#### （2）交通事故防止強化活動

高齢者への交通安全講習については、運転者、自転車、歩行者と、それぞれの場面を想定して行います。

児童、生徒の交通安全教育については、自分の身を守るという観点と、社会の一員として交通マナーを守るという両面で行います。

### (3) 地域安全安心まちづくり隊活動の支援

子どもや高齢者を狙った犯罪についての周知、注意喚起のため、ホームページ、CATV、広報紙、その他の媒体を使って啓発を行います。

また、他部署のイベントなども活用し、啓発機会を増やします。さらに、つながり基金等の制度を活用し、地域での防犯の取組を支援します。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
<b>自転車交通安全教室受講者割合（学校）（％）</b>							
18.9	16.6	17.0	17.5	18.0	18.5	19.0	20.0

## 第9節 消費者・生活者が主役となる社会の促進

### 現状

悪質商法、振り込め詐欺、製品事故などから消費者の安全・安心を確保するため、消費生活センターを中心として、消費生活相談、消費者被害の未然防止のための啓発や出前講座による消費者教育などを継続して実施します。

また、平成30年度より県淡路消費生活センターの相談機能が消費生活総合センターに集約されることなどから、市民の身近な相談窓口としての機能を充実させるため、相談員のスキルアップ、淡路市及び南あわじ市の消費生活センターとの連携強化を図っています。

近年、特に高齢者を標的にした、悪質商法・消費者トラブルも増加していることなどから、さらなる警察との連携強化が求められています。

今後、本市人口の高齢化を見据え、消費生活センター、介護福祉課、その他関係機関、福祉関係者、事業者などの各団体とともに連携し、高齢者に特化した消費者被害未然防止に向け、積極的に取り組むことが必要となっています。

さらに、成年年齢の引き下げの動きを踏まえ、自立した消費者を育成するため、若年者を対象とした消費者教育を進めていく必要があります。

[近年の取組成果]

- 出前講座の実施
- 消費生活講演会の開催

### 施策方針

消費者・生活者意識の向上に努め、一人ひとりの豊かな生活の実現と安全・安心社会の実現に取り組めます。

### 主要施策

#### (1) 消費生活相談窓口の充実

消費生活センターの周知と情報提供による消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

近隣市や警察との連携強化、職員・相談員の資質の向上を図り、消費生活相談業務の迅速・的確で高度な対応に努め、被害救済を支援します。

#### (2) 消費者教育推進法を踏まえた事業の推進

消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を育むため、学校及び地域における消費者教育を推進し、消費者の選択力への支援と消費者の自立を支援します。

また、事業者などの各種団体とも相互に連携し、消費生活出前講座や講演会の開催を通じて消費生活情報の提供・周知などを行い、幼児から高齢者までの幅広い年齢層や障害者・支援者に対する啓発に努め、消費者力の向上を図ります。

さらに、国をはじめ、県、近隣市の消費生活センター及び関係機関との協力連携関係の強化を図り、消費生活相談と啓発体制の充実に努めます。

### (3) 消費者団体など、地域の身近な相談者の育成と支援

高齢者などが身近で気軽に相談できる人材の育成を図るため、消費者団体をはじめ、民生委員・児童委員、町内会役員にも協力、支援を求め、相談に対する研修、情報提供などを行い、相談協力体制を整えます。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
出前講座開催件数（件）							
26	23	25	28	30	32	35	35
内高齢者等を対象とした講座（講座）							
20	17	18	19	20	21	22	22
内若年者を対象とした講座（講座）							
7	6	7	9	10	11	13	13